

第2部 特定事業の許可申請について

I. 申請書類の作成について

1 提出部数

申請書の提出部数は正本1部、副本3部(副本は写しで可)とする。ただし、関係する市町村が増える場合は、その数に応じた提出部数とする。

2 申請書の製本

申請書はファイル等で製本すること。また、添付書類は原則A4版とし(様式の決まっているものはこの限りではない。)、目次を作成してインデックス等を貼付すること。

製本は、特定事業又は一時堆積事業の許可申請に必要な書類(P2～3)に沿って行うこと。

3 図面

- (1) A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じること。
- (2) 一つの図面に二以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載すること。
- (3) 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておくこと。

4 その他必要な書類

- (1) 事業の目的、跡地利用等の計画内容を具体的に記載した事業計画概要書を必ず添付すること。
- (2) 特定事業場予定地の現況(形状、構造物、周辺の道路等との関係など)が分かるような写真(複数枚でも可)を添付すること。また、図面と照合できるよう、撮影方向を記載した平面図などを必要に応じて添付すること。
- (3) 特定事業の許可に関し、必要に応じて、別に書類等の提出を求めることがある。
- (4) 関係機関への意見照会用として、位置図、見取図、公図、地番一覧表等求められた部数を用意すること。

II. 特定事業許可申請書記載要領について

1 目次

申請に当たっては、特定事業許可申請書及び添付書類についての目次を作成すること。目次は原則として、許可申請に必要な書類一覧(一時堆積事業を除く特定事業)(P2)の順で作成すること。

2 特定事業許可申請書(規則別記第5号様式)関係(様式P30、記載例P53)

和歌山県収入証紙 37,000 円分を申請書の正本に貼付すること。(白紙に貼付して添付することも可)

「規則」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則

「要綱」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則に規定する書類の様式に関する要綱

記載事項	記載要領
① 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	⑦ 特定事業を行おうとする者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載し、「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）を添付すること。 ⑧ 「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）は原則として申請する日前3月以内に発行されたものであること。 ⑨ 法人の支店長等が申請代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「申請代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ⑩ 申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
② 現場責任者の職名、氏名及び住所	⑦ 申請者が個人である場合は、申請者本人を現場責任者とし、法人の場合は、現場責任者の法人内の所属、職氏名を記載するとともに、住所については、その法人における所属先の住所等を記載すること。
③◇ 特定事業区域の所在地及び面積	⑦ 特定事業区域の所在地は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載するとともに、特定事業場の位置を明示した縮尺1/50,000程度の図面と特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺1/25,000程度の特定事業場及びその付近の状況を示す見取図を添付すること。 ⑧ 特定事業場（特定事業区域及び搬入路その他特定事業に必要な施設に係る区域）及び特定事業区域のそれぞれの面積を平方メートル単位で記載し、実測の面積求積図など算定根拠となる図面を添付すること。 ⑨ 面積求積図（1/1,000程度）には、特定事業場、特定事業区域、地番界、地番等を記載し、土地利用計画区分ごとに適宜色分けし明示すること。
③◇ 特定事業を施工する事務所の所在地	⑦ 事務所の所在地と電話番号を記載すること。
③◇ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置 特定事業計画概要書 （要綱様式:P75） 土地の明細表 （要綱様式:P79）	⑦ 特定事業区域及び搬入路その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域に係る全ての土地について、「特定事業計画概要書」（要綱様式第8号の1。以下、「計画概要書」という。）の「特定事業場に係る土地の明細表」（要綱様式第8号の5。以下、「土地の明細表」という。）に所在地、地目、土地所有者等必要事項を整理すること。 ⑧ 「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」（縮尺1/500程度）を作成し、特定事業場、特定事業区域、土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所、標識等の施設の位置を適宜色分けし明示すること。 ⑨ 事務所を特定事業場内に設置する場合は、その位置を「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」に明示すること。 ⑩ 事務所を特定事業場以外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図に明示し、特定事業場と事務所の距離及び片道の所要時間を記載すること。
④ 特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	⑦ 特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を正確に記載すること。
⑤ 特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画 使用土砂等予定量計算書 （様式:任意） 搬入計画等 （記載例 P54）	⑦ 搬入量については、埋立て等に供する区域以外を採取場所とする土砂等の搬入予定量を記載すること。 ⑧ 実測の横断面図、縦断面図等により積算された「使用土砂等予定量計算書」（土量の変化率を考慮したもの）を添付すること。 ⑨ 許可申請書別紙の「特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入・搬出予定量並びに搬入・搬出計画」（以下、「搬入計画等」という。）の合計と一致していること。 ⑩ 申請書別紙「搬入計画等」に予定している採取場所ごとの搬入予定量と搬入期間、搬入時間等の搬入計画を記載すること（採取場所の一部が未定の場合は、判明しているものだけで可）。搬出予定がある場合には、その搬出先と搬出予定量を記載すること。 ⑪ 備考欄には搬入・搬出業者等を記載すること。

記載事項	記載要領
	㉞ 土砂等の発生場所ごとの現場から当該申請地までの土砂等の搬入経路を記載した「搬入経路図」を添付すること。
⑥ 特定事業を行う期間	㉞ 特定事業を行う期間を記載すること。申請者が特定事業に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は特定事業の施工に係る同意書の期間との整合を図ること。 ㉟ 開始日については申請書提出から許可までの期間を十分見込んでおき、許可から直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」とすることも可。
⑦ 土砂等への廃棄物の混入の防止措置	㉞ 監視員の配置や展開検査の実施、採取場所での重機へのスケルトン取付けによる分別など土砂等に廃棄物が混入しないようにするための措置を記載すること。
⑧ 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	㉞ 「浸透水を採取するための施設計画図」(縮尺 1/500 程度)を作成し、特定事業場、特定事業区域、採取する施設の構造、採取位置及び採取方法を記載すること。
⑨ 特定事業完了後の跡地に関する事項	㉞ 完了後の跡地で実施する計画について記載するとともに、跡地利用の計画がない場合にあっては、周辺の環境保全のための緑化等を措置すること。
⑩ その他規則で定める事項	

3 添付書類(規則第 11 条第 2 項) 関係

添付書類	記載要領
① 申請者の住民票の写し(法人にあっては登記事項証明書)	㉞ 特定事業許可申請書の記載事項①の添付書類 ㉟ 登記事項証明書は、変更事項の経緯が確認できるもの(履歴事項全部証明書)を添付してください。
② 特定事業区域の面積を明らかにした求積図	㉞ 特定事業許可申請書の記載事項③の添付書類
③① 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面	㉞ 特定事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ㉟ 当該図面は、特定事業場に至るまでの道路、地勢等周辺の状況がわかる縮尺 1/50,000 程度の図面とし、特定事業場の位置を明示すること。
③② 特定事業場及びその付近の状況を示す見取図	㉞ 特定事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ㉟ 「見取図」は特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺 1/25,000 程度の図面とし、特定事業場の形状を明示すること。
特定事業場の ④① 計画平面図 ④② 計画縦断面図 ④③ 計画横断面図	㉞ 平面図及び断面図については、特定事業の施工前の現況及び完了時の状況がわかる縮尺 1/250～1/500 程度の図面とし、全体計画と今回申請に係る計画を記載すること。 ㉟ 「平面図」には、特定事業場及び特定事業区域がわかるよう色塗り等により明示し、土地の地番界、地番、土地所有者名、特定事業区域の境界杭、測線、施設の説明等必要な事項を記載すること。
⑤① 特定事業区域内の土地の登記事項証明書 ⑤② 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し	㉞ 登記事項証明書については、原則として、申請する日前 3 月以内に発行されたものを添付すること。 ㉟ 公図については、特定事業区域及び地目、土地所有者及び面積を明示し、青線、赤線は色塗り等により明示すること。 ㊱ 謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

添付書類	記載要領
⑥① 土地の使用権原を証する書類 ⑥② 特定事業区域内土地使用同意書 (要綱様式:P70) ⑥③ 特定事業(一時堆積事業)区域外土地使用同意書 (要綱様式:P74) ⑥④ 土地所有者の印鑑登録証明書	⑦ 特定事業区域内の土地が、自らの所有でない場合にあっては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書類」(写しで可)及び「特定事業区域内土地使用同意書」(要綱様式第3号)を添付すること。(当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「特定事業区域内土地使用同意書」が必要となる。) ④ ⑦の場合、特定事業区域内土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。 ⑤ 特定事業に供する施設に係る土地についても特定事業区域内の土地と同様とし、同意書は「特定事業(一時堆積事業)区域外土地使用同意書」(要綱様式第7号)を添付すること。(当該同意の対象となる土地が、⑦により同意されている土地である場合は添付を要しない。) ④ 土地所有者が、登記事項証明書に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ④ 相続手続ができていない場合は、全ての権利者(代表者が選任されているときは代表者(代表者であることを証する書面の添付を要する。))の「特定事業区域内土地使用同意書」等を添付すること。 ④ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
⑦ 特定事業区域内施工同意書 (要綱様式:P71)	⑦ 特定事業区域内の土地について施工の妨げとなる地上権、賃借権等の権利を有する者の同意書として、「特定事業区域内施工同意書」(要綱様式第4号)を添付すること。書類に押印した土地所有者の印鑑登録証明書は不要。 ④ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査関係書類 ⑧① 「検査試料採取地点位置図」 ⑧② 「現場写真」 ⑧③ 「検査試料採取調書」 (規則様式:P33) (記載例:P55) ⑧④ 「検査結果を証明する書面」	⑦ 表土の「検査試料採取地点位置図」及び「現場写真」並びに表土の「検査試料採取調書」(規則別記第6号様式)及び当該「検査結果を証明する書面」(環境測量士が発行したものに限る。)を添付すること。 ㏒ 表土の「検査試料採取地点位置図」は縮尺1/500程度の平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示すること。 ㏒ 「現場写真」は土壌検査の試料採取状況の写真とすること。 ㏒ 表土の「検査試料採取調書」は実際に検査試料を採取した者(法人の場合、代表者でなくても可)が作成し、複数の区域で検査を行った場合は、検査試料ごとに作成すること。 採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行者番号等の欄は、当該調査に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように証明書等の発行番号等を記載すること。 採取深度は試料を採取した深さについて、cm単位で記載すること。 ㏒ 「検査結果を証明する書面」は、1試料ごとに添付すること。なお、持ち込みサンプルである等試料が計量証明を行う者の管理下にあると認められない場合は、検査結果を証明する書面としない。 ④ 表土の検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合は、1ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果を証明する書面を添付すること。 ⑤ 検査試料は、原則として申請する日前3月以内に採取したものであること。
⑨ 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書	⑦ 特定事業許可申請書の記載事項⑤の添付書類。実測の横断面図、縦断面図等により積算された「使用土砂等予定量計算書」(土量の変化率を考慮したもの)を添付すること。
⑩ 直近3年分の財務諸表及び所得税(法人にあっては、法人税)の納税証明書	⑦ 財務諸表として下記㏒又は㏒のいずれかを添付すること。 ㏒ 申請者が法人の場合 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書(又は利益処分計算書) ㏒ 申請者が個人の場合 ・確定申告書の写し ・(青色申告者)青色申告決算書の写し ・(白色申告者)資産に関する調書(要綱様式第5号)及び収支内訳書

添付書類	記載要領
	④ 納税証明書は、法人にあっては法人税、個人事業者にあっては所得税に関する納税証明書（その１）を添付すること。
⑪ 特定事業許可申請に係る申告書	⑦ 「特定事業許可申請に係る申告書」（規則別記第７号様式、P34）に、嘘偽りなく必要事項を記載すること。 ④ 申請者、申請者の使用人、申請者が法人である場合の役員等について、「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」第３―Ⅰ―５（P9、10）に規定する申請者の欠格事由に該当しないか申告書を作成すること。
⑫ 誓約書	⑦ 規則別記第７号様式の２又は別記第７号様式の３を添付すること。
⑬ その他知事が必要と認める書類	
ア 特定事業計画概要書 （要綱様式:P75）	⑦ 事業目的、事業（施設）の名称、土地利用状況及び計画、全体計画との関係、完了後の施設の管理方針等を記載した「特定事業計画概要書」（要綱様式第８号の１）を作成すること。 ④ 「特定事業計画概要書」には、別紙として下記Ａ～Ｅを添付すること。 A 「施工計画書」 （要綱様式第８号の３、P77） B 「工程表」 （要綱様式第８号の４、P78） C 「特定事業に係る土地の明細表」 （要綱様式第８号の５、P79） D 「工事の経歴等及び資金計画書」 （要綱様式第８号の６、P80） E 「関係法令等の許認可等一覧表」 （要綱様式第８号の７、P81）
A 施工計画書 （関係図面） （契約書等）	⑦ 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、使用する機械や資材、受け入れた土砂の管理方法、周辺的生活環境の保全対策等を記載した「施工計画書」を作成し、必要に応じ図面等を添付すること。 ④ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
B 工程表	⑦ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載すること。 ④ 備考欄に、定期的又は廃止時若しくは完了時の水質検査又は土壌検査の時期を記載すること。
C 特定事業に係る土地の明細表	⑦ 特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、登記事項証明書、特定事業に係る同意書等から地目、現況、土地所有者、特定事業の実施に必要な権原の取得状況等について一覧表を作成すること。
D 工事の経歴等及び資金計画書 （定款） （納税証明書） （残高証明書） （融資証明書）	⑦ 法人の設立年月日、資本金、納税額、工事の経歴等記載し、法人の定款及び前年度の法人事業税の納税証明書（個人の場合、前年の個人事業税の納税証明書）を添付すること。 ④ 特定事業の施工に必要な経費及び資金の調達方法について記載する。特定事業の施工までに必要な経費は、自己資金又は借入金で調達するものとし、残高証明書又は融資証明書について必要なものを添付すること。
E 関係法令等の許認可等一覧表	⑦ 特定事業の施工に関し必要な関係法令等の許認可等の一覧を作成すること。
イ 特定事業場の写真	⑦ 計画地の全景、周辺の状況が分かる写真を添付し、見取図等に撮影位置を記載すること。
ウ その他	
A 特定事業の実施に関し必要な関係法令等	⑦ 「計画概要書」の「関係法令等の許認可一覧表」（要綱様式第８号の７）に許認可の状況を整理すること。

Ⅲ. 一時堆積事業許可申請書記載要領について

1 目次

申請に当たっては、一時堆積事業許可申請書及び添付書類についての目次を作成すること。目次は原則として、許可申請に必要な書類(一時堆積事業)(P3)の順で作成すること。

2 一時堆積事業許可申請書(規則別記第8号様式)関係(様式P37、記載例P56)

和歌山県収入証紙37,000円分を申請書の正本に貼付すること。(白紙に貼付して添付することも可)

「規則」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則

「要綱」：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則に規定する書類の様式に関する要綱

記載事項	記載要領
① 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	㉞ 特定事業を行おうとする者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所を正確に記載し、「住民票の写し」(法人にあっては、「登記事項証明書」)を添付すること。 ㉟ 申請する日前3月以内に発行されたものであること。 ㊱ 法人の支店長等が申請代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「申請代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ㊲ 申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
② 現場責任者の職名、氏名及び住所	㉞ 申請者が個人である場合は、申請者本人を現場責任者とし、法人の場合は、現場責任者の法人内の所属、職氏名を記載するとともに、住所については、その法人における所属先の住所等を記載すること。
③◇ 特定事業区域の所在地及び面積	㉞ 特定事業区域の所在地は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載するとともに、特定事業場の位置を明示した縮尺1/50,000程度の図面と特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺1/25,000程度の特定事業場及びその付近の状況を示す見取図を添付すること。 ㉟ 特定事業場(特定事業区域及び搬入路その他特定事業に必要な施設に係る区域)及び特定事業区域のそれぞれの面積を平方メートル単位で記載し、実測の面積求積図など算定根拠となる図面を添付すること。 ㊱ 面積求積図(1/1,000程度)には、特定事業場、特定事業区域、地番界、地番等を記載し、土地利用計画区分ごとに適宜色分けし明示すること。
③◇ 特定事業を施工する事務所の所在地	㉞ 事務所の所在地と電話番号を記載すること。
③◇ 特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置 一時堆積事業計画概要書 (要綱様式:P76) 土地の明細表 (要綱様式:P79)	㉞ 特定事業区域及び搬入路その他の特定事業に必要な施設の用に供する区域に係る全ての土地について、「一時堆積事業計画概要書」(要綱様式第8号の2。)の「特定事業場に係る土地の明細表」(要綱様式第8号の5。以下、「土地の明細表」という。)に所在地、地目、土地所有者等必要事項を整理すること。 ㉟ 「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」(縮尺1/500程度)を作成し、特定事業場、特定事業区域、土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所、標識等の施設の位置を適宜色分けし明示すること。 ㊱ 事務所を特定事業場内に設置する場合は、その位置を「特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画図」に明示すること。 ㊲ 事務所を特定事業場以外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図に明示し、特定事業場と事務所の距離及び片道の所要時間を記載すること。
④ 特定事業を行う土地の所有者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所	㉞ 特定事業を行う土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所を正確に記載すること。

記載事項	記載要領
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造） ⑤① 「検査試料採取地点位置図」 ⑤② 「現場写真」 ⑤③ 「検査試料採取調書」 （規則様式:P33） （記載例:P55） ⑤④ 「検査結果を証明する書面」	【表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合】 ⑦ 表土の「検査試料採取地点位置図」及び「現場写真」並びに表土の「検査試料採取調書」（規則別記第6号様式）及び当該「検査結果を証明する書面」（環境測量士が発行したものに限る。）を添付すること。 ① 表土の「検査試料採取地点位置図」は縮尺 1/500 程度の平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点を図示すること。 ② 「現場写真」は土壌検査の試料採取状況の写真とすること。 ③ 表土の「検査試料採取調書」は実際に検査試料を採取した者（法人の場合、代表者でなくても可）が作成し、複数の区域で検査を行った場合は、検査試料ごとに作成すること。 採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行者番号等の欄は、当該調査に係る試料の検査結果の証明書が識別できるように証明書等の発行番号等を記載すること。 採取深度は試料を採取した深さについて、cm単位で記載すること。 ④ 「検査結果を証明する書面」は、1 試料ごとに添付すること。なお、持ち込みサンプルである等試料が計量証明を行う者の管理下にあると認められない場合は、検査結果を証明する書面としない。 ⑤ 表土の検査は、特定事業区域の面積が 1 ヘクタールを超える場合は、1 ヘクタール以内の区域に等分した区域ごとに行い、それぞれの区域ごとに検査結果を証明する書面を添付すること。 ⑥ 検査試料は、原則として申請する日前 3 月以内に採取したものであること。 【表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合】 ⑦ 1/250～1/500 程度の構造がわかる「遮断構造に関する図面」を作成し、遮断物の材質も明記すること。
⑥ 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	⑦ 年間及び 1 日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。 ⑧ 「一時堆積事業の使用土砂等の搬入計画書」（要綱様式第 9 号、P 82）に記載された予定量の合計と一致すること。 ⑨ 搬入経路図を添付すること。
⑦ 一時堆積事業を行う期間	⑦ 一時堆積事業を行う期間を記載すること。申請者が一時堆積事業に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は特定事業の実施に係る同意書の期間との整合を図ること。 ⑧ 開始日については申請書提出から許可までの期間を十分見込んでおき、許可から直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」とすることも可。
⑧ 土砂等への廃棄物の混入の防止措置	⑦ 監視員の配置や展開検査の実施、採取場所での重機へのスケルトン取付けによる分別など土砂等に廃棄物が混入しないようにするための措置を記載すること。
⑨ 特定事業場の構造	⑦ 土砂等の堆積が最大となったときの 1/250～1/500 程度の「計画平面図」、「計画断面図」を作成し、特定事業場及び特定事業区域を色塗り等により明示すること。図面は特定事業の施工前の形状及び完了時の状況が確認できるものであること。 ⑧ 特定事業区域に堆積できる土砂等の量を計算した「堆積土砂量計算書」を添付すること。
⑩ 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	⑦ 「浸透水を採取するための施設計画図」（縮尺 1/500 程度）を作成し、特定事業場、特定事業区域、採取する施設の構造、採取位置及び採取方法を記載すること。
⑪ 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	⑦ 一時堆積事業計画概要図に土砂等について採取場所ごとに区分するための措置を記載し、図面を添付すること。
⑫ その他規則で定める事項	

3 添付書類（規則第 11 条第 4 項）関係

添付書類	記載要領
① 申請者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）	⑦ 一時堆積事業許可申請書の記載事項①の添付書類 ⑧ 登記事項証明書は、変更事項の経緯が確認できるもの（履歴事項全部証明書）を添付してください。
② 特定事業区域の面積を明らかにした求積図	⑦ 一時堆積事業許可申請書の記載事項③の添付書類
③① 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面	⑦ 一時堆積事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ⑧ 当該図面は、特定事業場に至るまでの道路、地勢等周辺の状況がわかる縮尺 1/50,000 程度の図面とし、特定事業場の位置を明示すること。
③② 特定事業場及びその付近の状況を示す見取図	⑦ 一時堆積事業許可申請書の記載事項③の添付書類 ⑧ 「見取図」は特定事業場周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺 1/25,000 程度の図面とし、特定事業場の形状を明示すること。
④① 特定事業区域内の土地の登記事項証明書 ④② 不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し	⑦ 登記事項証明書については、原則として、申請する日前 3 月以内に発行されたものを添付すること。 ⑧ 公図については、特定事業区域及び地目、土地所有者及び面積を明示し、青線、赤線は色塗り等により明示すること。 ⑨ 謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
⑤① 土地の使用権原を証する書類 ⑤② 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書 （要綱様式：P73） ⑤③ 特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書 （要綱様式：P75） ⑤④ 土地所有者の印鑑登録証明書	⑦ 特定事業区域内の土地が、自らの所有でない場合にあっては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書類」（写しで可）及び「特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書」（要綱様式第 6 号）を添付すること。（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書」が必要となる。） ⑧ ⑦の場合、特定事業区域内土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。 ⑨ 特定事業に供する施設に係る土地についても特定事業区域内の土地と同様とし、同意書は「特定事業（一時堆積事業）区域外土地使用同意書」（要綱様式第 7 号）を添付すること。（当該同意の対象となる土地が、⑦により同意されている土地である場合は添付を要しない。） ⑩ 土地所有者が、登記事項証明書に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ⑪ 相続手続ができていない場合は、全ての権利者（代表者が選任されているときは代表者（代表者であることを証する書面の添付を要する。））の「特定事業区域内土地使用同意書」等を添付すること。 ⑫ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
⑥ 特定事業区域内施工同意書 （要綱様式：P71）	⑦ 特定事業区域内の土地について施工の妨げとなる地上権、賃借権等の権利を有する者の同意書として、「特定事業区域内施工同意書」（要綱様式第 4 号）を添付すること。書類に押印した土地所有者の印鑑登録証明書は不要。 ⑧ 「土地の明細表」に同意の取得状況を整理すること。
⑦ 直近 3 年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書	⑦ 財務諸表として下記図又は図のいずれかを添付すること。 図 申請者が法人の場合 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書（又は利益処分計算書） 図 申請者が個人の場合 ・確定申告書の写し ・（青色申告者）青色申告決算書の写し （白色申告者）資産に関する調書（要綱様式第 5 号）及び収支内訳書 ⑧ 納税証明書は、法人にあっては法人税、個人事業者にあっては所得税に関する納税証明書（その 1）を添付すること。
⑧ 特定事業許可申請に係る申告書	⑦ 「特定事業許可申請に係る申告書」（規則別記第 7 号様式、P34）に、虚偽りなく必要事項を記載すること。 ⑧ 申請者、申請者の使用人、申請者が法人である場合の役員等について、「特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準」第 3—I—5（P9、10）に規定する申請者の欠格事由に該当しないか申告書を作成すること。

添付書類	記載要領
⑨ 誓約書	㉞ 規則別記第 7 号様式の 2 又は別記第 7 号様式の 3 を添付すること。
⑩ 表土の土壌検査関係書類	【特定事業区域内の表土と使用される土砂等が遮断される構造でない場合】 一時堆積事業許可申請書の記載事項⑤の添付書類 （「検査試料採取地点位置図」、「現場写真」、「検査試料採取調書」、「検査結果を証明する書面」）
⑪ 遮断構造に関する図面	【特定事業区域内の表土と使用される土砂等が遮断される構造である場合】 一時堆積事業許可申請書の記載事項⑤の添付書類
⑫ 計画平面図	【特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合のもの】 一時堆積事業許可申請書の記載事項⑨の添付書類
⑬ 計画断面図	
⑭ その他知事が必要と認める書類	
ア 一時堆積事業計画概要書 （要綱様式：P76）	㉞ 施設の名称、土地の現況、土砂等について採取場所ごとに区分するための措置等を記載した「一時堆積事業計画概要書」（要綱様式第 8 号の 2）を作成すること。 ㉟ 「一時堆積事業計画概要書」には別紙として下記 A～E を添付すること。 A 「施工計画書」（要綱様式第 8 号の 3、P 77） B 「工程表」（要綱様式第 8 号の 4、P 78） C 「特定事業に係る土地の明細表」（要綱様式第 8 号の 5、P 79） D 「工事の経歴等及び資金計画書」（要綱様式第 8 号の 6、P 80） E 「関係法令等の許認可等一覧表」（要綱様式第 8 号の 7、P 81）
A 施工計画書 （関係図面） （契約書等）	㉞ 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、使用する機械や資材、受け入れた土砂の管理方法、周辺の生活環境の保全対策等を記載した「施工計画書」を作成し、必要に応じ図面等を添付すること。 ㉟ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
B 工程表	㉞ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載すること。 ㉟ 備考欄に、定期的又は廃止時若しくは完了時の水質検査又は土壌検査の時期を記載すること。
C 特定事業に係る土地の明細表	㉞ 特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る全ての土地について、登記事項証明書、特定事業に係る同意書等から地目、現況、土地所有者、特定事業の実施に必要な権原の取得状況等について一覧表を作成すること。
D 工事の経歴等及び資金計画書 （定款） （納税証明書） （残高証明書） （融資証明書）	㉞ 法人の設立年月日、資本金、納税額、工事の経歴等記載し、法人の定款及び前年度の法人事業税の納税証明書（個人の場合、前年の個人事業税の納税証明書）を添付すること。 ㉟ 特定事業の施工に必要な経費及び資金の調達方法について記載する。特定事業の施工までに必要な経費は、自己資金又は借入金で調達するものとし、残高証明書又は融資証明書について必要なものを添付すること。
E 関係法令等の許認可等一覧表	㉞ 特定事業の施工に関し必要な関係法令等の許認可等の一覧を作成すること。
イ 特定事業場の写真	計画地の全景、周辺の状況が分かる写真を添付し、見取図等に撮影位置を記載すること。
ウ その他	
A 特定事業の実施に関し必要な関係法令等	㉞ 「一時堆積事業計画概要書」の「関係法令等の許認可一覧表」（要綱様式第 8 号の 7）に許認可の状況を整理すること。